

(平成23年8月3日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認山梨地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 7 件

厚生年金関係 7 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 5 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 4 件

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和49年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を7万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年3月31日から同年4月1日まで  
昭和48年7月16日から49年4月1日までA社に出向していたが、同社での49年3月の厚生年金保険料の記録が無いので、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された給与明細書(昭和49年3月)及び出向前に在籍していたB社の人事記録により、申立人は同社及びその関連会社に継続して勤務し(昭和49年4月1日にA社からB社に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和49年3月の給与明細書から7万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いが、事業主が資格喪失日を昭和49年4月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所(当時)がこれを同年3月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成9年10月21日から10年2月21日までの期間について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を10年2月21日に訂正し、当該期間に係る標準報酬月額を9年10月は26万円、同年11月は24万円、同年12月は26万円、10年1月は20万円とすることが必要である。

また、申立人は、申立期間のうち、平成11年10月1日から同年11月17日までの期間について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を11年10月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を同年10月は24万円とすることが必要である。

なお、事業主が、申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては明らかでないと認められる。

また、申立人は、申立期間③のうち、平成11年11月から13年5月までの標準報酬月額については、事業主が当初社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったことが認められることから、当該期間の標準報酬月額の記録を26万円に訂正することが必要である。

さらに、申立期間③のうち、平成12年7月から同年9月までの期間及び同年11月から13年5月までの期間の標準報酬月額については、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を28万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額（26万円）に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 39 年生  
住 所 :

## 2 申立内容の要旨

- 申立期間：① 平成9年10月21日から10年2月21日まで  
② 平成11年10月1日から同年11月17日まで  
③ 平成11年11月17日から13年6月10日まで

年金事務所からの通知を見て、厚生年金保険料を控除されているにもかかわらず申立期間①及び②の厚生年金保険加入記録が無く、申立期間③の標準報酬月額についても実際の報酬より低く記録されていることを初めて知った。正しい記録に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、雇用保険の加入記録及び申立人が所持する給与支給明細書により、申立人が継続してA社に勤務し、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが、認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立人の所持する給与支給明細書の保険料控除額から平成9年10月は26万円、同年11月は24万円、同年12月は26万円、10年1月は20万円とすることが必要である。

申立期間②について、雇用保険の加入記録及び申立人が所持する給与支給明細書により、申立人が継続してA社に勤務し、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、申立人の所持する給与支給明細書の保険料控除額から平成11年10月は24万円とすることが必要である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付の履行については、当時の事業主は既に死亡している上、当該事業所は廃業となっており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日及び取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

申立期間③について、オンライン記録によると、申立人のA社における厚生年金保険の資格喪失日（平成13年6月10日）は、平成13年6月22日付けで処理されており、この時点において、申立人の申立期間③の標準報酬月額は、26万円と記録されていたところ、当該事業所が適用事業所に該当しなくなった日（同年12月10日）と同日付けで、11年11月17日に遡及して標準報酬月額を15万円に引き下げる処理が行われていることが確認できる。

また、申立期間当時、申立人は、当該事業所において営業・事務・スタ

ップへのアドバイス等全般の仕事をしていたとしており、自身の申立期間における標準報酬月額に係る処理については、全く知らなかったと証言していることから、申立人が社会保険事務について権限を有していた、又は、当該事務処理の執行に当たっていたとは考え難い。

これらの事実を総合的に判断すると、平成 13 年 12 月 10 日付けで行われた遡及訂正処理は事実即したものと考え難く、申立人について 11 年 11 月 17 日に遡って標準報酬月額の減額処理を行う合理的な理由があったとは認められないことから、当該減額処理に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、申立てどおり、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、26 万円に訂正することが必要と認められる。

一方、申立人は、標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づく記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間③のうち、平成 12 年 7 月から同年 9 月及び同年 11 月から 13 年 5 月までの標準報酬月額については、申立人が所持する給与支給明細書で確認できる給与支給額及び厚生年金保険料控除額から 28 万円とすることが必要である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、前述のとおり、当時の事業主は既に死亡している上、当該事業所は廃業となっており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、事業主は、当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額（26 万円）に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては明らかでないと認められる。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所に対し行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成元年12月1日から2年12月1日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を24万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和14年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年2月1日から9年2月26日まで  
申立期間の標準報酬月額が、当時、実際に支払われた給与の額と比べ低すぎる事が分かった。標準報酬月額を給与相当額に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間のうち、平成元年12月から2年11月までの標準報酬月額については、申立人が提出した「平成2年分給与所得の源泉徴収票」（写）において、標準報酬月額24万円に見合う保険料が控除されていることが確認できることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を24万円に訂正することが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、前出の源泉徴収票において推認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額と、社会保険事務所（当時）において記録されている標準報酬月額が、申立期間について長期間にわたり一致していないことから、事業主は、源泉

徴収票において推認できる保険料控除額に見合う報酬月額を社会保険事務所に届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該標準報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、昭和 51 年 2 月 1 日から平成元年 12 月 1 日までの期間及び 2 年 12 月 1 日から 9 年 2 月 26 日までの期間については、今回の申立てに当たり、申立人から、「平成 3 年分の所得税の確定申告書（給与所得者の還付申告用）」（写）が提出され、その「支払金額」から、報酬月額がオンライン記録の標準報酬月額を上回っていることが推認できるものの、当該申告書の控除額の記載は所得控除の合計額のみであり、社会保険料控除額の記載が無く、給与明細書、所得税源泉徴収票等の保険料控除額を確認できる関連資料も所持していないため、当該期間については、給与から控除された厚生年金保険料の額は確認できない。

また、A 社の事業主は、「20 年以上前の書類は処分した。当時の帳簿書類等は見当たらず、事務担当者も死亡しており、労務管理の実態は不明。」と回答している上、当時の同僚 6 人のうち連絡が取れた者 3 人（他の 3 人は死亡）からも事情聴取したが、当時の給与額及び給与からの保険料控除額について明確に記憶している者はいないため、当該期間について申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により控除されたことを確認できない。

さらに、B 厚生年金基金が平成 9 年 3 月 1 日付で事業主に交付した、「加入員資格喪失確認通知書」（写）には、申立人の資格喪失時の標準報酬月額が 340 千円と記載されており、オンライン記録とも一致している上、社会保険事務所による不自然な遡及訂正が行われた形跡も見当たらない。このほか、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 51 年 2 月 1 日から平成元年 12 月 1 日までの期間及び 2 年 12 月 1 日から 9 年 2 月 26 日までの期間については、厚生年金保険被保険者としてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 14 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 35 年 10 月 1 日から 36 年 9 月 1 日まで  
② 昭和 36 年 9 月 1 日から 37 年 2 月 1 日まで  
③ 昭和 37 年 2 月 10 日から同年 9 月 30 日まで  
④ 昭和 37 年 10 月 1 日から 40 年 5 月 21 日まで

申立期間については、脱退手当金を受取ったことになっているが、もらったとされる昭和 41 年 12 月は結婚して国民年金を納めていた。脱退手当金はもらっていないので、申立期間について記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 1 年 7 か月後の昭和 41 年 12 月 14 日に支給決定されており、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、脱退手当金を請求する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、年金事務所に残されている厚生年金保険脱退手当金支給報告書では、被保険者期間 47 月、支給額 9,019 円となっているが、オンライン記録では被保険者期間 54 月、支給額 9,019 円と記録されており、期間が相違するにもかかわらず支給額は一致している。オンライン記録の 54 月で計算した場合、法定支給額は 1 万 1,888 円となることから、脱退手当金を支給したとされている被保険者期間の一部が受給されていないことが推認され、記録管理の齟齬が認められる。

さらに、厚生年金保険脱退手当金支給報告書で確認できる申立人の氏名は、旧姓となっており、申立人は、昭和 41 年 2 月 \* 日に結婚して約 10 か

月が経過しているにもかかわらず、旧姓での請求は不自然である。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間のうち、平成4年8月1日から5年4月26日までの期間について、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったことが認められることから、申立期間の標準報酬月額の記録を22万円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和45年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成4年4月21日から同年8月1日まで  
② 平成4年8月1日から5年4月26日まで

申立期間①は、平成4年4月に、A社を退職後すぐにB社に就職したが、厚生年金保険の記録は同年8月1日からしか確認できない。勤務していたことは確かなので、厚生年金保険の被保険者であったと認めてほしい。

申立期間②は、B社に勤務していた当時の給与は20万円以上あったのに、その半分程度の金額の記録になっていることはおかしいので調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間②について、申立人のB社における厚生年金保険の標準報酬月額の記録については、当初、22万円と記録されていたが、申立人の資格喪失日（平成5年4月26日）から約10か月後の6年3月3日付けで、資格取得時に遡って10万4,000円に減額訂正されていることが確認できる。

また、当該事業所の厚生年金保険被保険者53人のうち、申立人と同様に標準報酬月額が遡って訂正されている者が申立人を含め49人確認できる。

さらに、申立人の雇用保険支給台帳で確認できる離職時賃金日額の記録から、資格喪失前6か月間の賃金の平均額が21万円以上であったことが確認できることから、遡及訂正前の標準報酬月額に見合う給与が申立人に支給されていたことがうかがえる。

これらを総合的に判断すると、平成6年3月3日付けで行われた遡及訂正処理は事実即したものと考えることは難しく、申立期間において標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間②に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た22万円に訂正することが必要である。

申立期間①について、申立人は、平成4年4月からB社に勤務していたのに、同年同月から同年7月までの厚生年金保険の被保険者記録が無いことはおかしいと申し立てているが、オンライン記録では、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所となったのは、申立人の資格取得日である同年8月1日であることが確認できる。

また、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたか否かについての照会について申立人からの回答が得られない上、事業所も既に解散しており事業主からの回答も得られず、申立期間当時の厚生年金保険新規適用に係る手続及び厚生年金保険料の控除について確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち平成8年4月1日から20年3月23日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社及びB社における標準報酬月額に係る記録を、8年4月は44万円、同年5月は41万円、同年6月から同年9月までは44万円、同年10月は38万円、同年11月から9年6月までは41万円、同年7月は38万円、同年8月は30万円、同年9月は36万円、同年10月は32万円、同年11月及び同年12月は34万円、10年1月は30万円、同年2月から同年7月までは41万円、同年8月は38万円、同年9月及び同年10月は41万円、同年11月及び同年12月は38万円、11年1月から13年3月までは41万円、同年4月から同年11月までは38万円、同年12月は36万円、14年1月及び同年2月は34万円、同年3月及び同年4月は30万円、同年5月及び同年6月は28万円、同年7月は30万円、同年8月は34万円、同年9月及び同年10月は20万円、同年11月及び同年12月は28万円、15年1月から16年9月までは36万円、同年10月から18年8月までは34万円、同年9月は32万円、同年10月から同年12月までは34万円、19年1月は32万円、同年2月から同年8月までは34万円、同年9月から20年2月までは32万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は平成8年4月から20年2月までの上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和34年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和63年2月1日から平成12年5月1日まで  
② 平成12年5月1日から20年2月15日まで  
③ 平成20年2月16日から同年3月23日まで

私がA社に勤めていた申立期間①及び③、並びにB社に勤めていた申立期間②の標準報酬月額の記録が会社からもらっていた給与額より少

なくなっているため、厚生年金保険の記録を正しい記録に訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の変動について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額それぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間②及び③のうち、平成15年1月から20年2月までの標準報酬月額については、事業主が提出した賃金台帳において確認できる保険料控除額又は報酬月額から、15年1月から16年9月までは36万円、同年10月から18年8月までは34万円、同年9月は32万円、同年10月から同年12月までは34万円、19年1月は32万円、同年2月から同年8月までは34万円、同年9月から20年2月までは32万円に訂正することが妥当である。

また、申立期間①及び②のうち、平成8年4月から同年6月までの期間、同年8月から9年8月までの期間、同年11月及び同年12月、11年1月から同年8月までの期間、同年11月から12年3月までの期間、13年1月、同年4月から14年1月までの期間並びに同年3月から同年11月までの期間の標準報酬月額については、申立人が提出した給与明細書において確認できる保険料控除額又は報酬月額から、8年4月は44万円、同年5月は41万円、同年6月は44万円、同年8月及び同年9月は44万円、同年10月は38万円、同年11月から9年6月までは41万円、同年7月は38万円、同年8月は30万円、同年11月及び同年12月は34万円、11年1月から同年8月までは41万円、同年11月から12年3月までは41万円、13年1月は41万円、同年4月から同年11月までは38万円、同年12月は36万円、14年1月は34万円、同年3月及び同年4月は30万円、同年5月及び同年6月は28万円、同年7月は30万円、同年8月は34万円、同年9月及び同年10月は20万円、同年11月は28万円に訂正することが妥当である。

さらに、申立期間①のうち、平成8年7月、9年9月及び同年10月並びに10年1月から同年12月までの期間の標準報酬月額については、保険料控除額等を確認できる給与明細書、源泉徴収票及び申立事業所の賃金台帳がなく、実際の社会保険料控除額及び報酬月額が確認できないが、申立人が提出した預金通帳の写し及び預金取引明細書に記載された振替給与額

と当該期間の前後の給与明細書の各種控除額から類推できる当該期間の報酬月額及び保険料控除額から、8年7月は44万円、9年9月は36万円、同年10月は32万円、10年1月は30万円、同年2月から同年7月までは41万円、同年8月は38万円、同年9月及び同年10月は41万円、同年11月及び同年12月は38万円に訂正することが妥当である。

加えて、申立期間①及び②のうち、平成11年9月及び同年10月、12年4月から同年12月までの期間、13年2月及び同年3月、14年2月並びに同年12月の標準報酬月額については、保険料控除額等を確認できる給与明細書、源泉徴収票及び申立事業所の賃金台帳並びに申立人の預金通帳の写し及び預金取引明細書が無く、実際の社会保険料控除額、報酬月額及び振替給与額がいずれも確認できないが、当該期間の前後の給与明細書の保険料控除額から、11年9月及び同年10月は41万円、12年4月から同年12月までは41万円、13年2月及び同年3月は41万円、14年2月は34万円、同年12月は28万円に訂正することが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が実際の給料より低い報酬月額を届け出たとしていることから、その結果、社会保険事務所（当時）は、当該標準報酬月額に見合う保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は当該期間の厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間①のうち、昭和63年2月1日から平成8年4月1日までの期間については、事業主が「平成8年頃から、不正な届出をした。」と回答しているところ、申立人が提出した4年1月、同年3月、同年4月及び8年1月から同年3月までの期間の給与明細書において、控除されていた厚生年金保険料に見合う標準報酬月額は、事業主が届け出た標準報酬月額に一致することが確認できることから、特例法の保険給付の対象には当たらないため、あつせんは行わない。

## 第1 委員会の結論

申立人の、申立期間に係る標準報酬月額記録については、当該期間のうち、昭和47年10月1日から48年10月1日までは、3万9,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

また、申立期間のうち、昭和55年4月30日から同年5月1日までの期間について、申立人は、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、A事業所における資格喪失日に係る記録を同年5月1日とし、当該期間の標準報酬月額を9万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

さらに、申立期間のうち、昭和55年5月1日から同年6月1日までについては、申立人は厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できることから、申立人のB社における資格取得日に係る記録を同年5月1日とし、当該期間の標準報酬月額を17万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る昭和55年5月の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和26年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和45年11月1日から55年4月30日まで  
② 昭和55年4月30日から同年5月1日まで  
③ 昭和55年5月1日から同年6月1日まで

申立期間①で勤務していたA事業所での標準報酬等級が、実際に支給されていた給与額からすると低いので調べてほしい。

また、昭和55年にA事業所が倒産し、現場をそのままB社が引き継いだ。申立期間②及び③の厚生年金保険被保険者資格が空白となってい

るが、当該期間は継続して勤務しており、手元の給与支払明細書を見ると、支給されていた給与から、厚生年金保険料が控除されていたことが分かるので、記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①について、申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、算定基礎届等による標準報酬等級の変更履歴及び申立人が保管する給与支払明細書における保険料控除額から、昭和47年10月から48年9月までは3万9,000円とすることが妥当である。

なお、当該期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、給与支払明細書で確認できる厚生年金保険料控除額に見合う報酬月額の届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間のうち、昭和45年11月から47年9月までの期間及び48年10月から55年3月までの期間の標準報酬月額については、給与支払明細書により、控除されていた厚生年金保険料に見合う標準報酬月額と事業主が社会保険事務所に届け出していた標準報酬月額が一致することが確認できることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

- 2 申立期間②について、申立人が保管する申立期間に係る給与支払明細書により、申立人はA事業所に継続して勤務し、昭和55年4月の給与から事業主により厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

また、当該期間の標準報酬月額については、上記給与支払明細書における保険料控除額から、9万8,000円とすることが必要である。

一方、オンライン記録では、A事業所は、昭和55年4月30日に厚生

年金保険の適用事業所ではなくなっていることが確認できるものの、申立人及び元同僚の申述などから、同年4月30日の時点で、当該事業所の事業は継続しており、申立人を含め5人が在籍していたことが確認できることから、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたと判断される。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主から回答は得られないが、事業主が資格喪失日を昭和55年5月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年4月30日と誤って記録するとは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届出を行い、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年4月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間②の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 3 申立期間③について、申立人が保管する昭和55年5月及び同年6月の給与明細書により、申立人はB社に勤務し、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の申立期間③の標準報酬月額については、給与明細書の事業主の源泉控除が確認できる厚生年金保険料額から、17万円とすることが妥当である。

一方、社会保険事務所の記録によれば、B社は、昭和55年6月1日から厚生年金保険の適用事業所となっているが、商業登記簿謄本によれば、同社の設立は、同年4月17日であることが確認できる上、同社は、同年6月に厚生年金保険の適用事業所となった時点で、厚生年金保険被保険者が7名おり、そのうち5名はA事業所の社員であったことから、A事業所から事業を引き継いだ同年5月の時点において、B社は、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、事業主は、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、申立期間③において、適用事業所でありながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、社会保険事務所は、申立人に係る昭和55年5月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人の申立期間③の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和60年7月から61年3月までの期間及び同年11月から平成元年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和36年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和60年7月から61年3月まで  
② 昭和61年11月から平成元年3月まで

国民年金に加入しなければいけないということを昭和61年に知り、その前年から納付することを決めた。きちんと収入を得ていたので納付したりしなかったりということは有り得ないので詳しく調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「国民年金に加入しなければいけないということを昭和61年に知り、その前年から納付することを決めた。」としているが、申立人自身に、申立期間①及び②を通じて、国民年金の加入手続、保険料納付方法及び納付額についての具体的な記憶が無く、家族が申立人の国民年金保険料を納付していた事情も見当たらないことから、保険料納付の状況が不明である。

また、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（日記、メモ、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、A市の国民年金被保険者台帳の納付記録欄においても、申立期間の国民年金保険料は未納となっていることが確認でき、当該台帳に不自然さは見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 18 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 37 年 11 月 1 日から 39 年 8 月 10 日まで  
② 昭和 39 年 9 月 1 日から 40 年 4 月 18 日まで  
③ 昭和 40 年 11 月 1 日から 42 年 4 月 1 日まで  
④ 昭和 42 年 4 月 4 日から 43 年 9 月 1 日まで  
⑤ 昭和 43 年 9 月 12 日から 44 年 3 月 26 日まで

私は、社会保険事務所（当時）へ相談に出向いた際、申立期間について脱退手当金が支給済みとなっていることを知った。中学卒業後すぐに勤めた記録が残っているのに、その後の記録が無いことに納得できないので記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の厚生年金保険被保険者名簿の申立人欄に脱退手当金支給を意味する「脱」に丸印が付されているとともに、オンライン記録にある支給対象月数及び支給額に計算上の誤りは無く、退職の3か月後の支給となっているなど一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、脱退手当金支給済みの最終事業所であるA社を同時期に退職した同僚は、「退職の際に会社から脱退手当金についての説明があり、受取の意思がある場合は代理で請求をしてくれたような気がする。」と申述しており、事業所による代理請求の可能性も否定できない。

このほか、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

なお、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保

険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立人については、申立期間の前にある被保険者期間が、その計算の基礎とされておらず、未請求となっている。しかし、申立期間と未請求の被保険者期間の厚生年金保険被保険者台帳記号番号は別番号で管理されていることが確認できることから、当該一部未請求だけをもって不自然な請求であるとまでは言えない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 19 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 37 年 10 月 1 日から 40 年 12 月 25 日まで  
② 昭和 41 年 1 月 6 日から 43 年 10 月 26 日まで

60 歳になる少し前、社会保険事務所（当時）で、申立期間①及び②の期間について脱退手当金を受け取っていると言われた。しかし、脱退手当金を受け取った記憶が無いので、申立期間について年金記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間の厚生年金保険脱退手当金支給報告書には、申立人に対して脱退手当金を支給したことを示す資格期間、支給金額及び支給年月日の記載が確認できる上、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 2 か月後の昭和 43 年 12 月 18 日に支給決定されており、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人の厚生年金保険被保険者記号番号払出簿には脱退手当金が支給されたことを示す「脱A」の押印と日付の記入がある上、B事業所勤務時の健康保険厚生年金保険被保険者原票の備考欄にも、「脱」の文字が手書きされている。

このほか、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

なお、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立人については、申立期間の前にある被保険者期間が、その計算の基礎とされておらず、未請求とな

っている。しかし、申立期間と未請求の被保険者期間の厚生年金保険被保険者台帳記号番号は別番号で管理されていることが確認できることから、当該一部未請求だけをもって不自然な請求であるとまでは言えない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和4年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和34年6月1日から37年4月1日まで  
社会保険事務所(当時)へ相談に出向いた際、申立期間について脱退手当金を受け取っていることを知らされた。私は、脱退手当金のことを知らず、受け取った記憶も無いので、記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間の厚生年金記録には、申立人に対して脱退手当金を支給したことを示す資格期間、支給対象月数、支給金額及び支給年月日が確認でき、申立期間の脱退手当金は支給対象月数及び支給額に計算上の誤りは無く、退職後6か月後に支給となっているなど一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人と同日に申立てに係る事業所を退職した女性2人にも脱退手当金支給の記録があり、申立人と同月に支給した記録となっている。

このほか、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

なお、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立人については、申立期間の前にある被保険者期間が、その計算の基礎とされておらず、未請求となっている。しかし、申立期間と未請求の被保険者期間の厚生年金保険被保険者台帳記号番号は別番号で管理されていることが確認できることから、当該一部未請求だけをもって不自然な請求であるとまでは言えない。

## 山梨厚生年金 事案 574

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 15 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 6 月 1 日から平成 3 年 11 月 1 日まで  
申立期間について、20 万円くらいの給与を支給されていたのに、標準報酬月額が 15 万円と実際よりも低く記録されている。正しい記録に訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「申立期間は正社員から嘱託になった時期であるが、16 万円の基本給と諸手当を合わせて 20 万円くらいの給与を支給されていた。」と主張しているところ、元事業主は、「申立期間に係る給与額や厚生年金保険料の控除額が分かる賃金台帳等関連資料が廃棄されているので、申立人の報酬月額及び保険料控除額について確認することはできないが、嘱託社員の基本給は 12 万円から 13 万円くらいで、諸手当と合わせても 16 万円前後であり、嘱託社員に継続して 20 万円の給与の支給はできなかった。」と回答しており、現存する他の嘱託社員に係る平成 12 年の給与・賞与明細書から事業主の証言が裏付けられる。

また、A 厚生年金基金（平成 2 年 11 月 1 日資格取得、3 年 11 月 20 日資格喪失）登録の標準報酬とオンライン記録は一致している。

さらに、申立期間のうち、昭和 63 年 10 月の算定基礎届の記録が一旦取り消された事務処理が確認できるが、これは同年 6 月の月額変更届を入力するために行われたものと推測されることから、処理に不自然な点はうかがわれず、申立期間中在職していた他の社員についても、遡及訂正等不自然な処理が行われた形跡は見当たらない。

加えて、申立内容を確認できる給与明細書等の関連資料や周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。